四日市大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、四日市大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年4月1日から平成29(2017)年3月31日までとする。

【条件】

特になし。

Ⅱ 総評

建学の精神である「人間たれ」が明確に定められ、「愛」ある心豊かな人間の形成を目指した人間教育が行われている。また、公私協力型の大学として設立され、地域社会との共生、地域への貢献、国際的視野を持って行動する人材の育成といった基本理念は、学内外に示されており、「世界を見つめ地域を考える大学」という大学の使命・目的に反映されている。

大学全体としての教養教育に責任を持つ体制を構築することが望まれる中で、「将来構想 検討委員会」から、教養教育については学部共通の教育とする方向が示され「大学協議会」 で了承されている。

教育方針、将来構想、大学運営などの基本的事項については、「大学協議会」が学内最高の意思協議機関として、協議し、その内容が全学教授会、学部教授会を通じて全教職員に伝えられている。

教育課程は大学の使命・目的の下、学部ごとに編成されている。初年次教育やキャリア 教育に関しては学部間での共通化が図られ、授業評価アンケートを年2回実施し、教育目 的が教育方法に反映されるべく改善方策研究や学生支援の努力がなされている。

各学部、学科別のアドミッションポリシーがホームページ、入学試験要項に示されており、適切に運用されている。最近3か年の入学定員充足率は改善しつつある。

定員未充足による厳しい状況の中、2 学科の学生募集停止による規模の縮小・適正化を 進行させるとともに特任教授制度の導入などの工夫により、教育課程を遂行するために必 要な教員が概ね適切に配置されている。また、平成 21(2009)年度には、大学の附属機関と して「四日市大学研究機構」を設立し、研究活動の支援に効果をあげてきている。

大学の目的を達成するために必要な職員が確保され適切に配置され、職員の採用・昇任・ 異動は、適正に運用されており、職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針 が示され、適切に運営されている。

大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営に必要な諸規程が整備され、理事会及び大学の最高協議機関である「大学協議会」を中心とした管理運営体制が適切に機能している。法人機能強化のため、平成 21(2009)年 3 月に常任理事会を設置し、学園全体と大学の発展に有効な管理運営体制として期待されるが、その役割、組織的な位置

付けについては、更に検討を加え明確にすることが望まれる。

財務面では平成 18(2006)年度から本俸・賞与の削減、定年退職年齢の引下げなど、大幅な人件費削減に取組んでおり、平成 20(2008)年度に私立大学等経常費補助金「定員割れ改善促進特別支援経費」にも採択されている。外部資金の受入れも、特に「四日市大学コミュニティカレッジ」による受講料収入が安定しており、これからも中・長期を見通した財政の基盤づくりが必要である。

施設設備は十分に整備され有効に活用されている。学生活動である「四日市大学エコ活動」による緑のカーテンや屋上緑化計画などの省エネ活動に取組み、快適なアメニティとしての環境の維持保全にも努めている。

公私協力型大学として開学した趣旨に従い、大学教職員は三重県、四日市市、近隣市町村の各種審議会委員に就いているほか、公開講座、公開授業を通して大学が持っている資源を地域住民に提供している。また、大学の教職員が情報、趣味、語学などのリフレッシュ教育のために開講講座の講師・事務局として協力している。

大学の社会的機関としての組織倫理については、寄附行為、学則を基盤とした組織倫理 規定が、就業規則中に法令順守・服務規定などで具現化されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「人間たれ」が明確に定められ、「愛」ある心豊かな人間の形成を目指した人間教育が行われており、学生・教職員をはじめ学内外に示されている。

公私協力型の大学として設立され、地域社会との共生・地域への貢献、国際的視野を持って行動する人材の育成という基本理念は、学内外に示されており、「世界を見つめ地域を考える大学」という大学の使命・目的に反映されている。

大学の使命・目的は明確に定められ、建学の精神と同様にホームページ、大学案内、学生便覧、履修要項などの印刷物、入学式・卒業式やオリエンテーションなどを通じて周知されている。また、大学が主催する市民公開講座・シンポジウム、地元企業との連携活動、高校への出張講座、「四日市大学コミュニティカレッジ」などの社会貢献活動を通じて学内外に周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するため、3 学部・7 学科・附属機関などの教育研究の基本的な組織が適切に構成され、全学レベル及び学部レベルの会議によって組織相互の適切な関連性が保たれている。2 学科の学生募集を既に停止しており、更に、今後も1 学科の廃止が計画されているので、授業科目の共通化、学生定員に対する教育研究体制規模の見直しなどについて、現在の学部中心的な体制を改善し、より一層全学的な意思統一を図るために組織相互の関連性を深める努力が必要である。

教養教育については、「学部教務委員会」を通じて基礎演習や教養教育の担当教員によって協議されており、その結果は「学部教授会」で審議されているが、学部ごとの教養教育になっており、運営上の責任体制についても明確ではない。「将来構想検討委員会」から、教養教育については学部共通の教育とする方向が示され「大学協議会」で了承された。これを契機に、大学全体としての教養教育に責任を持つ体制を構築することが望まれる。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程については、「大学協議会」が学内最高の意思協議機関として、教育方針、将来構想、大学運営などの基本的事項について協議し、その内容が全学教授会、学部教授会を通じて全教職員に伝えている。一方、学内のさまざまな提案・意見などは「大学協議会」へボトムアップに伝達されており、「大学協議会」が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応するために機能している。

【参考意見】

・教養教育については規定されていないので、組織上の位置付けと運営上の責任体制について、規則上に明確にすることが望まれる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

教育課程は「世界を見つめ地域を考える大学」という使命・目的の下、学部ごとに編成され、講義、実験、実習などさまざまな方法によって授業が行われている。初年次教育やキャリア教育に関しては学部間での共通化が図られている。

1年間を前期と後期に分けるセメスター制を採っており、担当授業時間数の配分は適切である。年間行事なども含め、学習の目的、内容、授業計画、評価の方法は、履修要項、シラバス、学生便覧を通して学生に周知されている。成績の評価に GPA(Grade Point Average)制度を採用し、結果は成績証明書に記載され、卒業要件も適切に定められている。学生の学習状況は成績と出席状況の2面から半期ごとに確認され、必要に応じて指導がなされている。

授業評価アンケート、学生の意識調査、企業訪問などを実施し、これらを通じて教育目的の達成状況を確認している。

【改善を要する点】

・学部、学科ごとの人材養成に関する目的やその他の教育上の目的が、大学案内や履修要項には表示されているものの、学則などに定められていない点については、改善が必要である。

【参考意見】

- ・教育課程表に掲げられた科目の内、シラバスに示されていない科目がある。学生に対してはすべての科目について学習の目的、授業計画及び成績評価基準を示すことが望まれる。
- ・1 年次から 3 年次には履修登録単位数の上限が定められているが、4 年次は制限がない ので、早急な対応が望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

各学部、学科別のアドミッションポリシーがホームページ、入学試験要項に示されており、適切に運用されている。最近3か年の入学定員充足率は改善しつつある。

導入教育は教育課程表に盛込まれ、講義として実施されている。また、オリエンテーション、新入生合宿などでスムーズに大学生活へ移行するための支援が行われている。留学生支援センター、資格試験対策講座、税理士養成プログラムなどで学生への学習支援体制を整備し運営している。授業評価アンケートを年2回実施し、その中で学習支援に対する学生の意見もくみ上げている。

学生相談室では学生生活上の相談や、ハラスメントの相談を受付けている。経済的支援として公共・民間の各種奨学金、日本学生支援機構奨学金に加え、大学独自の奨学金制度、授業料の減免や納付期限延長による延納及び分割納入などの特別措置を設けている。学生の課外活動に対しては大学・教育後援会・学友会の3者により支援している。

健康診断を年1回実施しており、保健室には保健師が常駐し、心身上の相談を行っている。また、非常勤の臨床心理士が週に1度、予約制にて学生の相談に応じている。

資格取得支援として公害防止管理者(水質 4 種)及び IT パスポート試験などの各種の講座が開講されている。キャリアサポート委員会、キャリアサポートセンターが関わって、学生の基礎学力、社会人としてのマナー・ルールの向上、キャリア教育の支援を行っている。

【参考意見】

・オフィスアワーが設定されていないので、全学的実施が望まれる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

定員割れに対し、2 学科の学生募集停止による規模の縮小・適正化が進行している状況 において、特任教授制度の導入などにより、教育課程を遂行するために必要な教員が概ね 適切に配置されている。

教員採用の方針は年度ごとに「大学協議会」で決定され、決定された方針と関連の規程に基づき、教員の採用・昇任が適切に運用されている。

教員の教育担当時間については、一部の教員に偏りがみられるものの概ね適切である。 授業以外の校務分掌については、高校との連携授業や社会貢献が一部教員に偏っているが、 概ね適切に分担されている。平成 21(2009)年度に、大学の附属機関として「四日市大学研 究機構」を設立し、研究活動の支援に効果をあげてきている。

教育活動の向上については、全学及び学部「FD 委員会」で組織的な幅広い取組みが行われている。公開授業や授業アンケート結果を活用して授業方法の改善について検討会を行うなど、全学的及び学部単位でさまざまな取組みがなされている。教員の評価体制については、教育担当時間や社会貢献活動を含めた教育活動実績の評価、質・量両面における研究に関する評価について客観的な基準を設け、大学教員に求められているあり方を視点にして今後整備することが計画されている。

【優れた点】

・平成 21(2009)年度に、大学の附属機関として「四日市大学研究機構」を設立し、研究活動の支援及び積極的な外部資金獲得に効果をあげてきていることは高く評価できる。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な職員が確保され適切に配置されている。職員の採用・昇任・異動についてはいずれも「暁学園就業規則」に定めて適正に運用されている。職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が示され、適切に運営されている。

主に業務別の研修会に参加するなど職員の資質・能力の向上のための研修、SD(Staff Development)などの取組みがなされているが、今後より一層の充実が望まれる。

8 部局において 44 人の職員が配置されている。教員が責任者として業務を統括している 部局にも事務職員が配置され教育研究活動を支援している。大学の意思決定に関わる重要 な会議には、その構成員や事務担当として参画しており、大学の教育研究支援のための事 務体制が構築されている。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、私立学校法などの法令のほか、大学及びその設置者の管理運営に必要な諸規程が整備され、理事会及び大学の最高協議機関である「大学協議会」を中心とした管理運営体制が適切に機能している。法人機能強化のため、平成 21(2009)年3月に常任理事会を設置したことは、大学を取巻く環境がますます厳しくなっている中で、学園全体の発展と大学の発展とに有効な管理運営体制として期待される。常任理事会の役割、組織的な位置付けについては、更に検討を加え明確にすることが望まれる。

「大学協議会」は理事長、学長、常務理事、大学各部門の責任者などで構成され、学事に関する事項、専任教員配置に関する基本的事項、将来計画に関する事項、その他大学運営に関する基本的事項を協議している。常務理事は「大学協議会」のほかに全学教授会にも出席しており、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

自己点検・評価委員会及び自己点検・評価に関する実施要項が規則に定められ、恒常的な自己点検・評価のための体制が確立されている。自己点検・評価の結果は自己点検評価報告書として公表され、指摘された検討事項については、各所属長が改善具体策を「大学協議会」に提案し、審議され大学運営の改善・向上につなげている。

【改善を要する点】

・特定の理事(外部理事)及び特定の評議員(外部評議員)の欠席が多いので改善が必要である。

【参考意見】

・自己点検・評価報告書をホームページで公開することが望まれる。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

平成 21(2009)年度の学園全体の翌年度繰越消費支出超過額は多額であるが、平成 18(2006)年度から本俸・賞与の削減、定年退職年齢の引下げなど、大幅な人件費削減に取組んでいる。平成 20(2008)年度には私立大学等経常費補助金特別補助対象事業「定員割れ改善促進特別支援経費」に採択されている。また、平成 29(2017)年度までの財政計画では、支払い資金は保有されているが、中・長期を見通した財政の基盤づくりが必要である。学

四日市大学

園の会計監査は監査法人の監査と監事による監査が適切に行われている。

財務情報の公開については、平成 17(2005)年度より閲覧資料が整備されており、インターネット上での更なる公開の工夫が望まれるものの、法令や規程に基づき行われている。

外部資金は奨学寄付金、受託事業、「四日市大学コミュニティカレッジ」による事業収入などがあり、これに加えて資産運用を行っている。特に事業収入として「四日市大学コミュニティカレッジ」による受講料収入は安定している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

施設設備は収容定員に対して適切に整備され有効に活用されており、校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。コンピュータ教室は適切な台数のパソコンがネットワーク上に接続されて、教育目的の利用には十分である。また、スポーツ施設を除いては学内では雨天でも傘なしで移動ができるよう学生、教職員などに配慮した設計がなされている。

施設設備の安全性については、施設設備の改修や改善、教室の清掃、昇降機点検、グラウンド整備などの維持・運営は適切になされている。施設設備の安全性はすべての建物が耐震基準を満たしており、電気・消防などの保守管理は法令に基づく点検が実施され安全性が確保されている。車椅子用トイレやスロープ、スライドドアなど施設・設備のバリアフリー化を整備しており、施設内に5つのAED(自動体外式除細動器)を設置している。

アメニティに配慮した教育環境の整備については、食堂が平成 21(2009)年度にリニューアルされている。更に学生活動である「四日市大学エコ活動」による緑のカーテンや屋上緑化計画などの省エネ活動の取組みなど、快適なアメニティとしての環境の維持保全に努めている。福利厚生施設として学生食堂、ATM、学生ホール、学生自習室などの教育研究環境を整備している。また、体育館に附属するトレーニングルームの機器の補修・入替えを行っている。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

公開講座、公開授業を通して大学が持っている物的資源(図書館、体育館、グラウンド、その他の施設)を地域住民に開放している。人的資源の提供としては大学の教職員が、情報、趣味、語学などのリフレッシュ教育のために開講講座の講師・事務局として協力している。

企業との関係では、地域産業に関わるシンポジウムを協力して開催し、大学が事務局を

四日市大学

担当し、後援を行っている。また、インターンシップの実施などで多くの企業や行政機関の協力を得ている。研究所、自治体からの委託業務や事業を引受け、地元経済人を公開授業の講師に招いている。海外の複数の大学とは語学研修、地球環境研修の目的で学術提携を進めている。

公私協力型大学として開学した趣旨に沿って、大学教職員は三重県、四日市市、近隣市町村の各種審議会委員に就いている。また高大連携として学部の教育内容を生かした連携授業及び出張講座を開催している。

【優れた点】

・「四日市大学コミュニティカレッジ」を設立して住民のニーズを反映させた講座を開催した結果、多くの受講者が参加し、この企画が市民に根付いている点は高く評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学の社会的機関としての組織倫理については、寄附行為、学則を基盤とした組織倫理 規定が就業規則中に法令順守、服務規定などで具現化されている。

教職員に対して就任時には規程集を、また常時においては学内 LAN を通して規程集閲覧の便宜を図っている。

大学は個人情報保護、セクシュアルハラスメント、公的研究費取扱などについてはそれ ぞれ規程として明文化している。

危機管理に関する規程は整備され、防火管理、自衛消防の組織作りとして年1回の緊急 避難、消火訓練が実施され、防災面の危機管理がなされている。また、学生の危機対応に ついては、学生便覧への掲載とオリエンテーション時の指導がなされている。

大学の教育研究成果を学内外に広報するための活動体制としては、図書館が大学発行の各種論集を他大学、地域の公立図書館、研究機関へ送付しているほか、教育研究成果の広報は「記者クラブ」、ホームページの NEWS 欄、年 2 回発行の「学報」その他の広報紙を通して行われている。

【参考意見】

・危機管理に関する規程は整備されているが、具体的な危機対応マニュアルを策定・整備し、学生や教職員が迅速に行動できるようにすることが望まれる。